

# 民 事 法

## 解答上の注意

1. 問題用紙は3頁、解答用紙は3枚（民法 第1問、民法 第2問、民事訴訟法のそれぞれについて1枚）、下書用紙は1枚です。
2. すべての解答用紙に、一橋大学の受験番号を記入してください。氏名は絶対に記入しないでください。
3. すべての問題に解答してください。民法 第1問、民法 第2問、民事訴訟法の配点比率は、1：1：1です。
4. 解答用紙は、問題ごとに異なります。それぞれ正しい用紙に解答してください。
5. 解答は横書きにして、1問につき1枚の解答用紙に収めてください。解答用紙の追加、交換はしません。解答用紙は、白紙である場合も含め、すべて提出してください。
6. 解答用紙の余白は採点者が使用するので、誤字脱字の訂正のほかは使わないでください。
7. 問題の内容についての質問には、応じません。
8. 貸与した六法に、書き込みをしてはいけません。
9. 試験終了後、問題用紙と下書用紙は、持ち帰ってください。

## 民法 第1問

以下の【事実】を読んだうえで、(1)及び(2)の各問いに答えなさい。

### 【事実】

Aは、甲土地及び乙建物を所有する。Aは、Bから金銭の貸付を受け（この消費貸借契約に基づく貸金債権を、以下「債権 $\alpha$ 」という）、Bのため、債権 $\alpha$ を被担保債権とする抵当権を乙建物上に設定し、その旨の登記を経た。その後、Aは、Cとの間で乙建物につき賃貸借契約を結び、その引渡しをした（この賃貸借契約に基づく賃料債権を、以下「債権 $\beta$ 」という）。

\* (1) (2) はそれぞれ独立の設問である。

(1) 債権 $\alpha$ の弁済期が到来したにもかかわらず、AがBにその弁済をしないで行ったところ、Bは、Aの意思に反することを知りながら、担保不動産競売手続をする手間を惜しんで、債権 $\alpha$ の弁済をしたいとのCの申出に応じて金銭の支払を受けた。Cの弁済は有効か、また、当該弁済によってCにいかなる法的地位が生ずるか、論じなさい。

(2) Aは、債権 $\beta$ をDに譲渡し、確定日付のある証書により、その旨をCに通知した。ところが、CがDに債権 $\beta$ を弁済する前に、Bは、債権 $\alpha$ の弁済期が到来したにもかかわらず、Aからその弁済を受けずにいたことから、抵当権に基づく物上代位権を行使するため、債権 $\beta$ を差し押さえた。Bによる物上代位権の行使は認められるか、論じなさい。

## 民法 第2問

Aは、その父Bが所有し、登録名義を有する小型船舶甲をCに代金300万円で売る契約（以下「本件契約」という）を締結した。本件契約に先立ち、Aは、「Bが新しい船を購入し次第、甲を自分に譲ってくれる予定であるから、名義の書換えはそれまで待ってほしい。」とCに説明した。この事例につき、次の（1）及び（2）の各問いに答えなさい。

\*（1）（2）はそれぞれ独立の設問である。もし必要があれば場合分けをすること。

（1）本件契約の履行がされる前にBが死亡し、Aがその弟Dと共にBを相続した。この場合におけるACD間の法律関係を論じなさい。

（2）Aは、本件契約に基づき、代金の授受と引換えに、甲をCに引き渡し、Cは1年間にわたって甲を利用していたところ、Bが「甲をAに譲る話などない。」と主張し、甲の返還をCに求めた場合におけるBC間及びAC間の法律関係を論じなさい（即時取得は成立しないことを前提とする）。

## 民事訴訟法

X は、Y に対して貸金の支払を求める訴えを提起した（以下、この訴えを「本件訴え」という。また、本件訴えにかかる貸金の返還債務を「本件債務」という）。本件訴えについて訴状等の送達を受けた Y は、直ちに X との間で和解交渉を試みた。交渉の結果、両者間で、「X が本件債務を一部免除し、Y がその残金を支払う代わりに X が本件訴えを取り下げる」という趣旨の合意（以下、「本件合意」という）が、第 1 回口頭弁論期日前に裁判外で成立した。同日、Y は、本件合意に従って残金を X に支払った。

ところが、X は、本件合意の内容に不満を覚えるようになり、本件訴えを取り下げずに第 1 回口頭弁論期日に出頭し、請求の認容を求めた。他方で、Y は、X を信用していたため、第 1 回口頭弁論期日に答弁書等を提出せずに欠席した。このため、X の請求を認容する判決（以下、「本件判決」という）が言い渡された。

本件判決について送達を受けた Y は、直ちに X に本件訴えの取下げを求めたところ、X は、「手違いゆえに心配無用」という趣旨の回答をした。しかし、実際には、X が本件訴えを取り下げることにはなかった。他方で、Y は、X を信用していたため、控訴を提起しなかった。このため、本件判決は確定した。

本件判決の確定後、はじめて Y は、弁護士に対応を相談した。あなたが弁護士であるとして、Y の救済方法とその内容を検討しなさい。検討に際しては、X が本件判決に基づく強制執行によって満足を得る前と満足を得た後とで場合を分けなさい。また、他にも必要があれば、適宜場合を分けなさい。